

(裏 面)

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者又は当該者の配偶者が、住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 2 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は条例第12条に規定する扶養親族たる父母」と読み替えて記入する。
- 3 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 4 在勤する公署が移転したものにあっては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 5 新たに給料表の適用を受けることとなった者又は公益法人等への派遣から職務に復帰した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。
- 6 「通勤方法の別」欄及び「交通方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 7 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。

2号紙

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

(異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は記入不要)

職員記入欄	順路	通勤方法の別	区 間		
	1		住居	から (経由)	まで
	2			から (経由)	まで
	3			から (経由)	まで
	4			から (経由)	まで
	5			から (経由)	まで

所属長の記入欄	順路	通勤方法の別	区 間			距離
	1		住居	から (経由)	まで	. km
	2			から (経由)	まで	. km
	3			から (経由)	まで	. km
	4			から (経由)	まで	. km
	5			から (経由)	まで	. km
計 (規則第3条の規定による通勤距離)						. km

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

(異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住所が異動直前の本人の住居と同じときは記入不要)

職員記入欄	順路	通勤方法の別	区 間		
	1		住居	から (経由)	まで
	2			から (経由)	まで
	3			から (経由)	まで
	4			から (経由)	まで
	5			から (経由)	まで

所属長の記入欄	順路	通勤方法の別	区 間			距離
	1		住居	から (経由)	まで	. km
	2			から (経由)	まで	. km
	3			から (経由)	まで	. km
	4			から (経由)	まで	. km
	5			から (経由)	まで	. km
計 (規則第3条の規定による通勤距離)						. km

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

職員記入欄	順路	通勤方法の別	区 間		
	1		住居	から (経由)	まで
	2			から (経由)	まで
	3			から (経由)	まで
	4			から (経由)	まで
	5			から (経由)	まで

所属長の記入欄	順路	通勤方法の別	区 間			距離
	1		住居	から (経由)	まで	. km
	2			から (経由)	まで	. km
	3			から (経由)	まで	. km
	4			から (経由)	まで	. km
	5			から (経由)	まで	. km
計 (規則第13条の7第2項の規定による通勤距離)						. km